

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問日：平成26年2月3日（諮問第90号）

答申日：平成26年11月7日（答申第78号）

内容：「県営住宅指定管理者関係文書（収支報告等）」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表1の「公開すべき部分」欄に掲げる部分を公開すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成25年12月25日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の14件の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

- ・請求1 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則第20条（住宅管理人）の規定制定に関する経緯、責任の所在、起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書
- ・請求2 滋賀県営住宅の設置および管理に関する「指定管理者」が「個人情報漏洩等の不法行為を行った場合の責任」を担保する施策を明らかにする文書
- ・請求3 滋賀県営住宅の設置および管理に関する「指定管理者が管理する職員」が「個人情報漏洩等の不法行為を行った場合の責任」を担保する施策を明らかにする文書
- ・請求4 滋賀県営住宅の設置および管理に関する住宅管理人が「個人情報漏洩等の不法行為を行った場合の責任」を担保する施策を明らかにする文書
- ・請求5 滋賀県営住宅の設置および管理に関する住宅管理人に対して、「知事」、「指定管理者」がなすべき「報酬の支払い」、「報酬の額」を明らかにする文書
- ・請求6 滋賀県営住宅の設置および管理に関する指定管理者日本管財株式会社と滋賀県営住宅管理センターとの関係を明らかにする文書

- ・請求7 知事と滋賀県営住宅管理センターとの関係を明らかにする文書
- ・請求8 滋賀県営住宅管理センター長の「身分、職責」を明らかにする文書
- ・請求9 滋賀県から「日本管財株式会社」、「滋賀県営住宅管理センター」に出向している者の氏名を明らかにする文書
- ・請求10 「日本管財株式会社」、「滋賀県営住宅管理センター」から滋賀県に出向している者の氏名を明らかにする文書
- ・請求11 知事が指定管理者日本管財株式会社と行った協定のうち、基本協定以外の協定というものは如何なるものが存するのかを明らかにする文書
- ・請求12 滋賀県営住宅管理センターが最近に提出した滋賀県営住宅管理に関する財務報告書
- ・請求13 滋賀県における県営住宅経営に関する最近の財務状況を明らかにする文書
- ・請求14 「林口参事」、「浅見盛夫副参事」の指導、監督、指示により、滋賀県営住宅管理センター長〇〇〇が平成25年11月9日に「北林区自治会長〇〇〇〇」、「前住宅管理人〇〇〇〇」が招集した「北林区の住宅管理人選任会議」に出席して行った行政指導に関する経緯、指示、復命に関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書

## 2 実施機関の決定

平成26年1月7日、実施機関は本件公開請求に対して、別表2の「特定した公文書」欄に記載した7件の文書を特定し、同表の「非公開部分」欄に記載した部分について、同表の「非公開理由」欄に記載した理由により非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

## 3 異議申立て

同年1月27日、異議申立人は、本件処分の一部を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

### 1 異議申立ての趣旨

文書4および文書6において非公開とされた部分ならびに不存在とされた請求14に係る文書の公開を求める。

また、公開された文書2ないし文書4ならびに文書6および文書7は、異議申立人が公開

を請求した文書とは相違するものであるため、改めて文書を特定し公開することを求める。

## 2 異議申立ての理由

### (1) 非公開部分について（文書4および文書6）

公共事業の入札等に参加する者は、こうした文書が公開されることを承知しているのがあるから、実施機関の主張は詭弁、虚言である。

財務が安定しない企業に指定管理者の業務を委託されることは、住民としても困ることであり、公開しないことにより実施機関の職員との癒着も懸念される。

### (2) 不存在の文書について（請求14に係る文書）

実施機関職員の指示によって、県営住宅管理センター長が「北林区の住宅管理人選任会議」に出席して行政指導を行ったのであり、当該文書は当然に存在しなければならないものである。

実施機関が主張するように、指定管理者から個々の自治会との調整等についての報告を求めていることが事実であれば、それは許されざる職務怠慢であるため、あり得ないことである。

### (3) 対象公文書の特定について（文書2ないし文書4ならびに文書6および文書7）

実施機関は、異議申立人が公開を請求した文書とは、まるで相違する文書を特定している。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

### 1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

### 2 非公開理由について

#### (1) 非公開部分の条例第6条第2号ア該当性について

##### ア 文書4

勤務シフトに記載された各担当者の経験・資格については、指定管理者の法人経営上のノウハウや組織内部の情報にあたるものであり、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号に該当するものである。

##### イ 文書6

人件費や管理事務費などの事業費の内訳は、指定管理者の法人経営上の情報にあたり、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

るため、条例第6条第2号に該当するものである。

(2) 不存在とした文書について（請求14に係る文書）

住宅管理人の委嘱は指定管理者の業務であり、個々の自治会との調整等についての報告は指定管理者に求めている。

(3) 対象公文書文書の特定について

実施機関が行った対象公文書の特定に問題はないと考えている。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならぬものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで以下のとおり判断する。

### 2 本件公開請求について

本件公開請求は、県営住宅の指定管理に関連する文書の公開が求められたものである。

実施機関は、文書4および文書6についてその一部を非公開とし、請求14に係る文書については不存在であるとしているが、異議申立人はそれらの公開を求めるとともに、文書2ないし文書4ならびに文書6および文書7については、公開を請求した文書とは異なるものであると主張しているため、以下、本件処分の妥当性を検討する。

なお、県営住宅の管理運営については、平成24年度から日本管財株式会社が指定管理者として指定されており、滋賀県営住宅管理センターは日本管財株式会社における組織上の一部門である。

### 3 本件処分の妥当性について

(1) 非公開部分の非公開情報該当性について

ア 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

イ 非公開部分の条例第6条第2号ア該当性について

(ア) 文書4

文書4は、組織図、人員体制および人員配置計画など、指定管理者から実施機関に提出された平成25年度滋賀県営住宅指定管理者事業計画書の一部である。

実施機関は、当該文書のうち人員配置計画について、指定管理者が配置する各担当者の「経験・資格」は、指定管理者の法人経営上のノウハウや組織内部の情報にあたるものであり、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、事務所長、事務管理グループ長、保全サービスグループ長、保全担当および維持管理担当の「経験・資格」については、当該指定管理者における施設の管理運営方針やこれまでに培った経験、知見等に基づいて、業務遂行上、特に必要と考えられる経験等が記載されているものと考えられ、指定管理者のノウハウにあたる情報であるとともに、組織の内部管理に関する情報であると言える。

一方、収納担当、入退去担当および入居者管理担当の「経験・資格」については、当該担当において特に必要とされる経験、資格が記載されているものではなく、一般の事務に従事する者が通常求められ得る経験や能力等が記載されているに過ぎないものであると認められる。

したがって、各担当者の「経験・資格」のうち、事務所長、事務管理グループ長、保全サービスグループ長、保全担当および維持管理担当の「資格・経験」は、条例第6条第2号アに該当するものであるが、収納担当、入退去担当および入居者管理担当の「経験・資格」は同号に該当するものとは認められない。

(イ) 文書6

文書6は、指定管理者から実施機関に提出された平成24年度滋賀県営住宅指定管理者事業報告の一部であり、収支報告として管理業に係る収支状況が記載されたものである。

実施機関は、当該文書のうち、平成24年度の執行額および当該年度の四半期毎の執行額（以下「執行額」という。）ならびに「年度」欄に記載された金額の一部について

て、人件費や管理事務費等の事業費の内訳は指定管理者の法人経営上の情報にあたり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

一般に、公の施設の管理については高い公共性が認められるところ、これは指定管理がなされている施設であっても同様であり、収支報告が、どのように公金が用いられたのかという結果を示すものであることに鑑みれば、こうした情報は県民に対する公開の要請が高いものであると解される。

このことを踏まえれば、執行額については、県営住宅に係る管理業務の実績が表されたものと判断するのが相当であって、実施機関が主張するような法人経営上の情報として保護すべき性質のものではなく、これを公にしたとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

一方、「年度」欄において非公開とされた金額は、指定管理者が平成 24 年度の収支計画書を策定するに際して、独自に算定を行ったものであるとのことである。

詳細な項目別に金額が記載されていることを勘案すれば、当該情報は、指定管理者における施設の管理運営方針やこれまでに培った経験、知見等に基づき作成されたものであって、指定管理者のノウハウを示したものであると解され、これを公にした場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ただし、「年度」欄において非公開とされた金額のうち、「小計」欄および「合計」欄に記載された金額については、複数の項目を合算した金額が記載されているものであり、こうした情報からはもはや指定管理者のノウハウを窺い知ることは困難であると考えられ、これを公にしたとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

## (2) 請求 14 に係る文書の不存在について

実施機関は、住宅管理人の委嘱は指定管理者の業務であり、個々の自治会との調整等についての報告は求めていないため、当該文書は保有していないと主張している。

確かに、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則第 20 条第 2 項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合には、住宅管理人は指定管理者が委嘱することとされている。

また、当審査会が滋賀県営住宅管理業務仕様書を見分したところ、住宅管理人の選任に係る会議等は、指定管理者による「県への報告事項等」には含まれていないものであると認められる。

したがって、請求 14 に係る文書について、指定管理者から受け取っておらず保有していないとする実施機関の説明には、特段、不自然、不合理な点は認められず、実施機関が当該文書を保有していると判断すべき具体的な事実や根拠も見当たらない。

(3) 対象公文書の特定について（文書2ないし文書4ならびに文書6および文書7）

異議申立人は、公開された複数の文書について、異議申立人が公開請求を行った文書とは異なるものであると主張している。

しかしながら、公文書公開請求書に記載された請求内容や実施機関が特定した対象公文書の内容、請求時の状況等を考慮すれば、実施機関が本件公開請求に対する対象公文書の特定を誤っているものと判断することはできない。

#### 4 結論

異議申立人は、その他種々の主張を行っていることが認められるが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

#### 第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成26年2月3日	・実施機関から諮問を受けた。
平成26年3月6日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年4月8日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成26年6月4日 (第224回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年6月25日 (第225回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成26年7月28日 (第226回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成26年8月25日 (第227回審査会)	・事案の審議を行った。
平成26年9月22日 (第228回審査会)	・事案の審議を行った。
平成26年10月22日 (第229回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表 1

対象公文書	公開すべき部分
文書 4 平成 25 年度滋賀県営住宅指定管理者事業計画書（日本管財株式会社）抜粋（組織図、人員体制、人員配置計画、管理事務所、業務日・業務時間）	26 頁 ・「収納担当」、「入退去担当」および「入居者管理担当」の「経験・資格」
文書 6 平成 24 年度滋賀県営住宅指定管理者事業報告（日本管財株式会社）抜粋（管理業に係る収支状況）	35 頁 ・「執行額」欄、「第 1 四半期」欄、「第 2 四半期」欄、「第 3 四半期」欄および「第 4 四半期」欄の金額 ・「年度」欄のうち、「小計」欄および「合計」欄の金額

※頁は、審議用に提出された本件対象公文書の通し頁である。

別表 2

請求番号	特定した公文書		非公開部分	非公開理由
	文書番号	名称または内容		
請求 1	文書 1	平成 23 年 3 月 14 日 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正の伺い		
請求 2	文書 2	平成 24 年 3 月 30 日 滋賀県営住宅の管理運営に関する協定（基本協定）抜粋（第 21 条、第 36 条、個人情報取扱特記事項）		
請求 3	同上	同上		
請求 4	文書 3	住宅管理人等に関する取扱要領		
請求 5	同上	同上		
請求 6	文書 4	平成 25 年度滋賀県営住宅指定管理者事業計画書（日本管財株式会社）抜粋（組織図、人員体制、人員配置計画、管理事務所、業務日・業務時間）	担当者の経験・資格	条例第 6 条第 2 号ア該当
請求 7	同上	同上	同上	同上
請求 8	同上	同上	同上	同上
請求 9			全部	不存在
請求 10			全部	不存在
請求 11	文書 5	平成 25 年度における滋賀県営住宅の管理運営に関する協定書	・収支計画書の個別経費 ・特定施設維持管理業務事業計画の事業見込額	条例第 6 条第 2 号ア該当
請求 12	文書 6	平成 24 年度滋賀県営住宅指定管理者事業報告（日本管財株式会社）抜粋（管理業に係る収支状況）	・収支計画書の個別経費 ・執行額	条例第 6 条第 2 号ア該当
請求 13	文書 7	平成 24 年度歳入歳出決算事項別明細書（滋賀県）抜粋（歳入：土木交通使用料、歳出：住宅管理費、住宅建設費）		
請求 14			全部	不存在